

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる役員、職員等の倫理に関する基本事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程における規律の対象となる者は、以下に定める者とする。

- (1) 定款第5条に規定する正会員、名誉会員及び賛助会員
- (2) 定款第21条に規定する役員
- (3) 定款第29条に規定する名誉会長、顧問、相談役及び参与
- (4) 定款第45条に規定する専門委員会の委員長、副委員長、委員及び各専門委員会に帰属して活動に協力する者
- (5) 定款第46条に規定する事務局長及び職員
- (6) 加盟団体規程第2条に規定する本協会加盟団体の役員等及び同規程第4条に規定するブロック長

第3条（遵守事項）

1 第2条に定める者は、以下の各事項を遵守しなければならない。

- (1) 日本国憲法及び各種法令並びに本協会の定款、規程類及び各種機関の決議事項を遵守し、これらに違反してはならない。
- (2) 身体的・精神的な暴力行為及びセクシャルハラスメントのほか、ドーピング等の薬物使用を行ってはならない。
- (3) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (4) 取得した個人情報を適切に管理・利用しなければならない。
- (5) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (6) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- (7) 自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。
- (8) 規程類で開示が許容される場合を除き、定款第21条第3項に規定する業務執行理事によって構成される業務執行役員会（常務会）又は理事会の承諾なしに、職務上知り得た全ての情報を無断で第三者及び不特定多数に対して提供又は開示してはならない。
- (9) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。
- (10) 本協会の理念、方針、目的及び規範等に反する言動をしてはならない。
- (11) 本協会の名誉・品位を汚し又は信頼を損ねる言動をしてはならない。
- (12) 本協会の役員、職員その他関係者に対する暴言、誹謗中傷又は名誉毀損を行ってはならない。
- (13) 犯罪行為又は公序良俗に反する行為をしてはならない。

- (14) その他、本協会の統制に反する行為をしてはならない。
- 2 前項各号の具体的内容については、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に準ずる。

第4条（倫理委員会）

- 1 この規程の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項に関しては、理事会の決議により別に定める。

第5条（規程に違反した場合の対処）

- 1 第2条に定める者が第3条の遵守事項に違反した疑いがあるときは、倫理委員会は、違反の事実の有無につき直ちに調査を開始し、その結果、違反の事実の存在が認められる場合には、理事会は、倫理委員会の意見を聴取した上で、厳正に必要な処分を行うものとする。
- 2 第3条第1項第2号に規定されるドーピング等の薬物使用については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが行う処分が確定した場合、前2項の規定にかかわらず、本協会の「ドーピング防止規程」に基づいて処分されるものとする。

第6条（処分対象事由、処分対象者及び処分内容）

- 1 第3条1項に規定する遵守事項に違反したことをもって処分対象事由とする。
- 2 処分の内容は、次のとおりとする。
- (1) 除名
 - (2) 解任
 - (3) 資格停止
 - (4) 文書による戒告
 - (5) 口頭による注意
- 3 第2条第1号に定める者が前項第3号の処分を受けた場合、会員資格停止期間中であっても、社員総会の議決権に関しては、行使できるものとする。

第7条（処分の手続等）

- 1 前条の処分手続については、倫理委員会規程による。
- 2 前条の処分に対する不服申立ては、倫理委員会規程による。

第8条（資格の復活等）

- 1 第6条第2項第1号から第3号までの処分を受けた者について、処分決定後に考慮すべき特段の事情が生じた場合、その処分の撤回、処分期間の短縮、処分内容の軽減及び処分の解除等（以下、総称して「処分の変更」という。）に関して、理事会にて審議・決定することができる。
- 2 前項の場合、処分を受けた者は、当該処分の開始日から終了日までの期間の3分の2を経過した後（第6条第2項第1号及び第2号の各処分については、当該処分の開始日から4年を経過した後）、以下の手続により、本協会に対し、当該処分の変更を申請することができる。

- (1) 当該処分を受けた者は、本人の自筆による処分変更申請書、反省文、嘆願書及び

違反行為をしない旨の誓約書を倫理委員会に提出する。

(2) 倫理委員会は、当該処分を受けた者等を聴聞の上、処分の変更について審議し、その審議結果を理事会に答申する。

(3) 前号の答申を受けた理事会において、処分の変更について審議・決定する。

3 第1項の処分の変更は、理事会が指定した日又は処分の変更を決定した日から効力が生じる。

第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条（改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成27年12月27日に改訂し、同日より施行する。

3 この規程は、平成28年6月24日に改訂し、同日より施行する。

4 この規程は、平成31年3月9日に改訂し、同日より施行する。

5 この規程は、令和元年9月22日に改訂し、同日より施行する。

6 この規程は、令和2年5月30日に改訂し、同日より施行する。

7 この規程は、令和3年10月30日に改訂し、同日より施行する。

8 この規程は、令和5年7月5日に改訂し、同日より施行する。